

「理事会運営規程」 一部改定について

平成 30 年6月6日

一般社団法人和食文化国民会議

会長 伏木 亨

平成 30 年(2018 年)6 月6日定時社員総会終了時より「理事会運営規程」を下記対照表の通り一部改定いたします。

(下線部分は改正箇所)

改 定 後	旧
<p>(理事会の議長)</p> <p>第6条</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>代表理事が欠席若しくは不在の場合</u>、又は第8条第1項の規定により議決に加わることができない理事に該当する場合、並びに理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。</p>	<p>(理事会の議長)</p> <p>第6条</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、代表理事が欠席した場合、又は第8条第1項の規定により議決に加わることができない理事に該当する場合、並びに理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。</p>

以上